

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令 新旧対照条目次

○ 關稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）（第一条關係）	.....	1
○ 關稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（抄）（第二条關係）	.....	4
○ 關稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）（第三条關係）	.....	5
○ 關稅割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（抄）（第四条關係）	.....	7
○ 電子情報処理組織による輸出入等關連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第五条關係）	.....	19

改 正 案	現 行
<p>（納期限の延長の申請書の記載事項）</p> <p>第六条の二 法第九条の二第一項（納期限の延長）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 五 （省 略）</p> <p>2 法第九条の二第二項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 五 （省 略）</p> <p>3 法第九条の二第三項前段又は第四項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 法第九条第二項第一号（申告納税方式による関税等の納付）に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限の延長を受けようとする貨物に係る特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号</p> <p>三 五 （省 略）</p> <p>（担保の提供命令の手続）</p> <p>第七条 法第九条の二第三項後段（納期限の延長）の規定による命令は、提供すべき担保の金額を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>（担保の解除）</p> <p>第八条の四 税関長は、次に掲げる場合においては、直ちに担保を解</p>	<p>（納期限の延長の申請書の記載事項）</p> <p>第七条 法第九条の二第一項（個別の納期限の延長）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 五 同 上</p> <p>2 法第九条の二第二項（包括の納期限の延長）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 五 同 上</p> <p>3 法第九条の二第三項（期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 同 上</p> <p>二 法第九条第二項第一号（期限内特例申告書に記載された税額の納付すべき期限）に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限の延長を受けようとする貨物に係る特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号</p> <p>三 五 同 上</p> <p>（新 設）</p> <p>（担保の解除）</p> <p>第八条の四 税関長は、次に掲げる場合においては、直ちに担保を解</p>

除する手続をしなければならない。

一 法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保を提供した場合において、関税等（同項に規定する関税等をいう。以下この号において同じ。）が納付されたとき、若しくは関税等を納付する必要がなくなつたとき、又は関税等の納付すべき期限が延長されたとき（法第二条の三（災害等による期限の延長）又は国稅通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により当該期限が延長されたときを除く。）。

二 法第九条の二第一項から第四項まで（納期限の延長）の規定により担保を提供した場合において、関税が納付されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき。

三 法第六十一条第二項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により担保を提供した場合において、法第六十一条第一項の規定により許可を受けた貨物がその指定された期間内に積戻しされ、輸入（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による引取りを含む。）され、若しくは保税地域に入れられたとき、法第六十一条第五項（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により関税が徴収されたとき、又は法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項本文（許可を受けた者の関税の納付義務等）若しくは法第六十二条の十三（貨物の管理者の連帯納税義務）の規定により関税が徴収されたとき、若しくは法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

#### 四 (省 略)

除する手続をしなければならない。

一 法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保を提供した場合において、関税等（同項に規定する関税等をいう。以下この号において同じ。）が納付されたとき、若しくは関税等を納付する必要がなくなつたとき、又は関税等の納付すべき期限が延長されたとき（その延長に係る担保が提供されたときに限る。）。

二 法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定により担保を提供した場合において、関税が納付されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき。

三 法第六十一条第二項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により担保を提供した場合において、法第六十一条第一項の規定により許可を受けた貨物がその指定された期間内に積戻しされ、輸入（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による引取りを含む。）され、若しくは保税地域に入れられたとき、法第六十一条第五項（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により関税が徴収されたとき、又は法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項本文（許可を受けた者の関税の納付義務等）若しくは法第六十二条の十三（貨物の管理者の連帯納税義務）の規定により関税が徴収されたとき、若しくは法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

#### 四 同上

五 法第六十三条第二項（保税運送）の規定により担保を提供した場合において、同条第一項の規定により承認を受けた貨物がその指定された期間内に運送先に到着したとき、又は法第六十五条第一項本文（運送の期間の経過による関税の徴収）の規定により関税が徴収されたとき、若しくは同項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

六 法第七十三条第一項又は第七十七条第七項（郵便物の関税の納付等）の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

七（省 略）

八 定率法第十三条第三項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十七条第二項（再輸出免税）及び第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）において準用する場合を含む。）若しくは第十八条第二項（再輸出減税）又は関税暫定措置法第九条の二第三項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除若しくは関税の譲許の便益の適用の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

五 法第六十三条第二項（保税運送）の規定により担保を提供した場合において、同条第一項の規定により承認を受けた貨物がその指定された期間内に運送先に到着したとき、又は法第六十五条第一項（運送の期間の経過による関税の徴収）の規定により関税が徴収されたとき、若しくは同項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

六 法第七十三条第一項又は法第七十七条第七項（郵便物の関税の納付等）の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

七 同 上

八 定率法第十三条第三項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十七条第二項及び定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、定率法第十八条第二項（再輸出減税）又は関税暫定措置法第九条の二第三項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除若しくは関税の譲許の便益の適用の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉施設等の指定）</p> <p>第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）とする。</u></p> <p>2 （省 略）</p>	<p>（児童福祉施設等の指定）</p> <p>第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）とする。</u></p> <p>2 同 上</p>

改 正 案

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和六年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和五年度までの各年度の初日から当

現 行

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和五年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和四年度までの各年度の初日から当

<p>2 2 4 (省 略)</p>	<p>該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和六年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。</p>
<p>2 2 4 同 上</p>	<p>該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和五年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。</p>

○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（抄）（第四条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇四〇一・ 一〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に占める乳脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて
〇四〇一・ 二〇	ターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇一・ 三〇	並びにヨーグルト、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率法別表（以下「関税率表」という。）		
〇四〇一・ 四〇			
〇四〇一・ 五〇			
〇四〇一・ 六〇			
〇四〇一・ 七〇			
〇四〇一・ 八〇			
〇四〇一・ 九〇			
〇四〇一・ 一〇〇			
〇四〇一・ 一一〇			
〇四〇一・ 一二〇			
〇四〇一・ 一三〇			
〇四〇一・ 一四〇			
〇四〇一・ 一五〇			
〇四〇一・ 一六〇			
〇四〇一・ 一七〇			
〇四〇一・ 一八〇			
〇四〇一・ 一九〇			
〇四〇一・ 二〇〇			

現 行

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
同上	同上	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで	同上

<p>一〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一一 二一〇一・ 二〇 二一〇一・ 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇</p>	<p>から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもに限り。）</p> <p>一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもに限り。）</p>	<p>〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一</p>	<p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料</p>	<p>令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで</p>	<p>得た数を当該物品の全重量に乗じて得た数量とする。）</p> <p>七四、九七三トン</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>

<p>○四〇二・ 二九</p> <p>を加えたものに限る。） のうち学校等給食用のも の以外のもの</p>	<p>○四〇二・ 一〇 ○四〇二・ 二一</p> <p>粉状、粒状その他の固形 状のミルク及びクリーム （濃縮若しくは乾燥をし 又は砂糖その他の甘味料 を加えたものに限る。） のうち学校等給食用のも の</p>	<p>○四〇二・ 九一</p> <p>ミルク及びクリーム（濃 縮又は乾燥をしたものに 限るものとし、粉状、粒 状その他の固形状のもの 以外のもので、砂糖その 他の甘味料を加えてない ものに限る。）</p>	<p>○四〇四・ 一〇</p> <p>無機質を濃縮したホエイ</p>	<p>ホエイ及び調製ホエイの うち無機質を濃縮したホ エイ以外のもので、関税 暫定措置法施行令（昭和 三十五年政令第六十九号 ）第一条に規定する配合</p>								
で	<table border="1"> <tr> <td>令和六年四 月一日から</td> <td>令和七年三 月三十一日ま</td> </tr> </table>	令和六年四 月一日から	令和七年三 月三十一日ま	<table border="1"> <tr> <td>令和六年四 月一日から</td> <td>令和七年三 月三十一日ま</td> </tr> </table>	令和六年四 月一日から	令和七年三 月三十一日ま	<table border="1"> <tr> <td>令和六年四 月一日から</td> <td>令和七年三 月三十一日ま</td> </tr> </table>	令和六年四 月一日から	令和七年三 月三十一日ま	<table border="1"> <tr> <td>令和六年四 月一日から</td> <td>令和七年三 月三十一日ま</td> </tr> </table>	令和六年四 月一日から	令和七年三 月三十一日ま
令和六年四 月一日から	令和七年三 月三十一日ま											
令和六年四 月一日から	令和七年三 月三十一日ま											
令和六年四 月一日から	令和七年三 月三十一日ま											
令和六年四 月一日から	令和七年三 月三十一日ま											
七、二六四 トン	一、五〇〇 トン	一四、〇〇 トン	四五、〇〇 トン	同 上								
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上								
で	<table border="1"> <tr> <td>令和五年四 月一日から</td> <td>令和六年三 月三十一日ま</td> </tr> </table>	令和五年四 月一日から	令和六年三 月三十一日ま	<table border="1"> <tr> <td>令和五年四 月一日から</td> <td>令和六年三 月三十一日ま</td> </tr> </table>	令和五年四 月一日から	令和六年三 月三十一日ま	<table border="1"> <tr> <td>令和五年四 月一日から</td> <td>令和六年三 月三十一日ま</td> </tr> </table>	令和五年四 月一日から	令和六年三 月三十一日ま	<table border="1"> <tr> <td>令和五年四 月一日から</td> <td>令和六年三 月三十一日ま</td> </tr> </table>	令和五年四 月一日から	令和六年三 月三十一日ま
令和五年四 月一日から	令和六年三 月三十一日ま											
令和五年四 月一日から	令和六年三 月三十一日ま											
令和五年四 月一日から	令和六年三 月三十一日ま											
令和五年四 月一日から	令和六年三 月三十一日ま											
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上								







<p>一一〇二・ 四二</p>	<p>かないか又は割つてある かないかを問わない。）</p>	<p>で</p>	<p>付きのもの 一トンは、 殻を除いた もの〇・七 五トンに換 算するもの とする。）</p>
<p>一一二二・ 九九</p>	<p>こんにやく芋（アモルフ オフアルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）</p>	<p>令和六年四 月一日から 令和七年三 月三十一日ま で</p>	<p>二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉〇 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）</p>
<p>一八〇六・ 二〇</p>	<p>ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ</p>	<p>令和六年四 月一日から 令和七年三 月三十一日ま で</p>	<p>五、七〇〇 トン</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>で</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で</p>	<p>五、九〇〇 トン</p>





<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・</p>	<p>、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染着色したものの以外のもの（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染着色し又は模様付けしたものの以外のもの</p>	<p>牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染着色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染着色し又は模様付けしたもので</p>	<p>令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで</p>	<p>一、四六六 、〇〇〇平 方メートル</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>

<p>二〇 六四〇三・</p>	<p>五〇〇一・ 〇〇 五〇〇二・ 〇〇</p>	<p>令和六年四 月一日から</p>	<p>七九八トン (生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸〇・ 四トンに換 算するもの とする。)</p>
<p>二二 四一一二・ 〇〇 四一一三・ 一〇</p>	<p>らを超える加工をしてお らず、毛が付いていない ものに限り、ス プリットしてあるかない かを問わない。)のうち 、染色したものと並びに 羊革及びやぎ革(なめし た又はクラストにした後 これらを超える加工をし たもの(パーチメント仕 上げをしたものを除く。 )で、毛が付いていない ものに限り、ス プリットしてあるかない かを問わず、関税率表第 四一・一四項の革を除く 。)のうち、染色し又 は模様付けしたものは</p>	<p>令和六年四 月三十一日ま で</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和五年四 月一日から</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和六年三 月三十一日ま で</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和五年四 月一日から</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和六年三 月三十一日ま で</p>	<p>同上</p>

六四〇三・	コンポジションレザー製のものに限る。）のうち	令和七年三月三十一日ま	足
四〇	甲が革製のもの及び甲に	で	
六四〇三・	毛皮を使用したもの並び		
五一	にこれら以外のもので本		
六四〇三・	底が革製のもの（スポー		
五九	ツ用のもの、体操用、競		
六四〇三・	技用その他これらに類す		
九一	る用途に供するもの及び		
六四〇三・	スリッパを除くものとし		
九九	、甲が革製のもの以外の		
六四〇四・	ものにあつては、甲の一		
一九	部に革を使用したものに		
六四〇四・	限る。）		
二〇			
六四〇五・			
一〇			
六四〇五・			
九〇			
		令和六年三月三十一日ま	

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 次に掲げる告示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ〜ヘ （省 略）</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三六号の六、第三七号から第四〇号まで、第四〇号の三、第四二号の二、第四五号、第四六号、第四六号の三、第四六号の四、第四七号の五、第五〇号、第五一号の四、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一五、第五八号、第五九号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六三号の四、第六四号、第六五号の一八、第六五号の二〇、第六五号の二三、第六五号の三〇、第六五号の三二、第六五号の三三、第七〇号の九から第七一号の四まで、第七二号の四、第七二号の五、第七三号の六、第七三号の八、第七四号、第七五号、第七六号の二、第七六号の四、第七八号、第七八号の二、第七九号から第八一号の二まで、第八二号から第八五号まで、第八五号の四、第八七号、第八九号の四から第八九号の</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ〜ヘ 同 上</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三六号の六、第三七号から第四〇号まで、第四〇号の三、第四二号の二、第四五号、第四六号、第四六号の三、第四六号の四、第四七号の五、第五〇号、第五一号の四、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一五、第五八号、第五九号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六三号の四、第六四号、第六五号の一八、第六五号の二〇、第六五号の二三、第六五号の三〇、第六五号の三二、第六五号の三三、第七〇号の九から第七一号の四まで、第七二号の四、第七二号の五、第七三号の六、第七三号の八、第七四号、第七五号、第七六号の二、第七六号の四、第七八号、第七八号の二、第七九号から第八五号まで、第八五号の四、第八七号、第八九号の四、第八九号の五、第八九号の一〇、第八九号の一</p>

七まで、第八九号の一、二、第八九号の一四、第八九号の一五、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九三号、第九三号の二、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号、第一一〇号の四、第一一〇号の五又は第一一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〇十（省 略）

二〇七（省 略）

二、第八九号の一三、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九三号、第九三号の二、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号、第一一〇号の四、第一一〇号の五又は第一一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〇十 同 上

二〇七 同 上

別表（第一条、第三条、第四条関係）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手	続
一	（省 略）	
二の二	（省 略）	
三	関税法第九条の二第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出	
三の二	（省 略）	
七一の	（省 略）	
六		

番号	手	続
一	同 上	
二の二	同 上	
三	関税法第九条の二第二項から第三項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出	
三の二	同 上	
七一の	同 上	
六		

七一の	関税暫定措置法施行令第四条第一項（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）等の証明方法）の規定による証明書の提出
七一の	（省略）
八の	（省略）
七一の	（省略）
九の	（省略）
七二	（省略）
八〇	（省略）
八一	酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の六第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八一の	酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第三十条第一項（未納税引取）の規定による申請書の提出
二の	たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十五条第二項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付
八一の	たばこ税法第二十二條第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八二	たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第五条第一項（未納税引取りの承認の申請等）の規定による申請書の提出
八二の	たばこ税法施行令第八條第四項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定による申請書の提出

（新設）	（新設）
七一の	同上
七一の	同上
八の	同上
七二	同上
八〇	同上
八一	酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の六第二項又は第三項（納期限の延長）の規定による申請書の提出
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
八二	たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十二條第二項又は第三項（納期限の延長）の規定による申請書の提出
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

八三	定による届出及び申請書の提出 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三条第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八三の二	揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）第六條第一項（未納税引取りの承認の申請等）の規定による申請書の提出
八三の三	揮発油税法施行令第十條の二（引取りに係る灯油の免税手続）の規定による申請書の提出
八三の四	揮発油税法施行令第十條の七（引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付
八四	（省略）
八四の二	石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第十條第一項（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税の手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付
八五	石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八條第二項から第五項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出
八五の二	（省略）
八五の五	（省略）
八五の六	租税特別措置法施行令第四十七條の十第一項（引取りに係る揮発油の特定用途免税手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付
八九の	租税特別措置法施行令第四十八條の四第一項（引取り

八三	揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三条第二項又は第三項（納期限の延長）の規定による申請書の提出	（新設）	（新設）
八三の二	（新設）	（新設）	（新設）
八三の三	（新設）	（新設）	（新設）
八三の四	（新設）	（新設）	（新設）
八四	同上	（新設）	（新設）
八五	石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八條第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出	（新設）	（新設）
八五の二	同上	（新設）	（新設）
八五の五	同上	（新設）	（新設）
八五の六	（新設）	（新設）	（新設）
八九の	（新設）	（新設）	（新設）

七	八九の	八	八九の	九	八九の	一〇	八九の	一一	八九の	一二	八九の	一三	八九の	一四	八九の	一五	八九の	一六	八九の	一七	八九の	九〇	～	一一六
に係るみなし揮発油の特定用途免税手続の規定による申請書の提出及び書類の添付																								
(省略)																								

八九の	六	八九の	七	八九の	八	八九の	九	八九の	一〇	八九の	一一	八九の	一二	八九の	一三	八九の	一四	八九の	一五	八九の	九〇	～	一一六
同上																							